

マイナンバーカードを作ってみよう

市は、マイナンバーカード(個人番号が記載された顔写真付きのカード)の取得を推進しています。今回は、マイナンバーカードの取得方法などについてお知らせします。詳しくは、市ホームページ(ID=5221)または本市民課(☎2459)へ。

「マイナンバーカードを作るには」

通知カードや個人番号通知書と一緒に送付した個人番号カード交付申請書(以下、交付申請書)などを利用し、左の①②の方法でマイナンバーカードの申請ができます。交付申請書を紛失した人や記載内容に変更のある人は、市民課・各行政センター窓口で再発行できます(本人確認書類が必要です)。なお、未申請の人には、7月中旬ごろから順次、国が交付申請書を再送付します。※令和3年10月31日時点で75歳以上の人、令和4年度中に生まれた人、在留期間の定めのある中長期在留の人などは対象外です。



①市民課窓口で受け取る方法

スマートフォン

- ①スマートフォンで顔写真を撮影
- ②交付申請書のオンライン申請用2次元コードを読み取る
- ③申請用ウェブサイトメールアドレスなどを登録
- ④メールで申請者専用ウェブサイトのURLが届いたら、顔写真の登録と必要事項を入力して申請完了

パソコン

- ①カメラなどで6カ月以内に撮影した顔写真をパソコンに保存
- ②申請用ウェブサイト申請書ID(23桁)とメールアドレスなどを登録
- ③メールで申請者専用ウェブサイトのURLが届いたら、顔写真の登録と必要事項を入力して申請完了

郵送

- ①交付申請書に必要事項を記入
- ②6カ月以内に撮影した顔写真(縦4.5cm×横3.5cm、正面を向いた無背景・無帽)を貼付
- ③交付申請書に同封されていた返信用封筒に入れて郵送し、申請完了



申請対応の証明写真機

- ①「個人番号カード申請」を選択
- ②料金(700円)を投入し、交付申請書の2次元コードをバーコードリーダーにかざす
- ③案内に従い必要事項を入力
- ④案内に従い顔写真を撮影して送信し、申請完了



市民課前に設置

受取手順

- ①おおむね1カ月ほどで交付通知書(はがき)が自宅(住民登録の住所)に届く ※1カ月以上かかることもあります
- ②はがきの記載内容を確認し受取日時を予約の上、本人が市民課窓口で受け取る ※15歳未満の人は法定代理人も同行してください

受け取りに必要な持ち物
<input type="checkbox"/> 交付通知書
<input type="checkbox"/> 通知カード(持っている人)
<input type="checkbox"/> 本人確認書類(顔写真付きの公的なもの1点または氏名・生年月日などが記載されたもの2点)
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(持っている人)
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード(持っている人)

※法定代理人の本人確認書類も必要です



②郵送で受け取る方法

- ①本人が来庁し、窓口で本人確認書類の提示・申請書の記入・暗証番号の届出 ※15歳未満の人は法定代理人も同行してください
- ②後日、本人限定受取郵便で自宅(住民登録をしている住所)に届くマイナンバーカードを受け取る



▲本庁舎で手続希望の場合、申請予約はこちら

申請受付場所 本庁舎市民課(予約制)、各行政センター(予約不要)
申請受付時間 開庁日の午前9時～午後4時30分
 ※手続きに30～45分程度かかります

申請に必要な持ち物
<input type="checkbox"/> 本人の顔写真(縦4.5cm×横3.5cm・6カ月以内に撮影されたもの)
<input type="checkbox"/> 通知カード(持っている人)
<input type="checkbox"/> 本人確認書類(顔写真付きの公的なものを含む2点)
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(持っている人)
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード(持っている人)
<input type="checkbox"/> 連絡の取れる電話番号(カードを配達する郵便局にも伝えます)

※法定代理人の本人確認書類も必要です

出張申請も利用できます

職員が事業所など指定の場所に向きマイナンバーカードの申請を手伝います。後日、本人限定受取郵便で自宅へマイナンバーカードを送付します。おおむね5人以上の申請が見込まれる市内の企業や団体などが対象です。



▲出張申請の詳細はこちら

- 大まかな流れ**
- ①申込書などを電子申請または郵送で市民課へ提出
 - ②市担当者から日程調整の連絡
 - ③当日、必要書類と本人確認書類を提出し、顔写真を撮影(無料)し、申請書に貼付
 - ④後日、本人限定受取郵便で自宅(住民登録をしている住所)に届くマイナンバーカードを受け取る

マイナポイント 第2弾を実施しています!

マイナポイントとは、マイナンバーカードを使った国の消費活性化策です。令和4年9月末までにマイナンバーカードの申請をし、マイナンバーカードを使ってマイナポイントの申し込みをすると、最大2万円相当のマイナポイントがもらえます。

マイナポイント第2弾の内容(最大2万円相当)

対象者	ポイント	申込期間
①マイナンバーカードを新規取得した人や第1弾に申込みをしていない人	最大5,000円相当	令和4年1月1日～令和5年2月28日(火)
②マイナンバーカードを健康保険証として利用申込した人	7,500円相当	令和4年6月30日(木)～令和5年2月28日(火)
③マイナンバーカードで公金受取口座の登録を行った人	7,500円相当	



①:選択したキャッシュレス決済サービスでチャージなどをすると利用金額の25%分のポイントが付与されます
 ②③:チャージや利用金額に関係なく、直接ポイントが付与されます

申込方法 スマートフォンなどから申し込みます。詳しくは、総務省ホームページ(右の2次元コード)へ
問合せ先 マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)



マイナポイントの申し込みを支援します

スマートフォンなどの操作が苦手な人も申し込みできるようマイナポイント申込支援特設ブースを設置しています。詳しくは、本デジタル行政推進課(☎22320)へ。
ところ 本庁舎市民課前
開設時間 開庁日の午前9時～午後5時
 ※メンテナンスのため、6月27日(月)～30日(木)正午は申込支援ができません

支援を受ける時に必要な持ち物
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード
<input type="checkbox"/> 自身で設定した利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)
<input type="checkbox"/> 選択したキャッシュレス決済サービスのアプリまたはカード
<input type="checkbox"/> 本人名義の預貯金口座がわかるもの(通帳など)